

誹謗中傷防止の注意喚起について

ジャーナル、通信など、本学会の公式な文書において、また研究大会等の本学会の公式な協議場面において、以下のような形で、誹謗中傷を防止する注意喚起を継続的に行うことを提起いたします。

日本社会教育学会では、倫理問題への取り組みの一環として、学術的な批判を逸脱した、特定の団体や個人を実名での非難、誹謗中傷の防止に取り組んでいます。

なお、学術的な批判とは、①批判の対象の典拠が明確であること、②研究目的に照らして論理的・建設的に整合していること、を要件とします。

(2026.8.29 全国理事会)